

J-GCP

ICH-GCP

1) 薬物動態及び薬物代謝	(a) 薬物動態及び薬物代謝について、下記の項目についての情報があれば要約して記載する。 ① 薬物動態（適切な場合には代謝、並びに吸収、血漿蛋白結合、分布及び排泄を含む） ② 安全性及び有効性 ③ 被験薬の薬理活性（生物学的利用性（可能な場合は絶対的及び相対的利用性） ④ 被験者のサブグループ（例：性、年齢、臓器機能障害）での検討 ⑤ 相互作用（例：医薬品間相互作用及び食事の影響） ⑥ その他の薬物動態学的データ（例：治験対象集団におけるポビュレーションファーマコキネティクスの成績）	(a) 薬物動態及び薬物代謝について、下記の項目についての情報があれば要約して記載する。 ① 薬物動態（適切な場合には代謝、並びに吸収、血漿蛋白結合、分布及び排泄を含む） ② 安全性及び有効性 ③ 被験薬の薬理活性（生物学的利用性（可能な場合は絶対的及び相対的利用性） ④ 被験者のサブグループ（例：性、年齢、臓器機能障害）での検討 ⑤ 相互作用（例：医薬品間相互作用及び食事の影響） ⑥ その他の薬物動態学的データ（例：治験対象集団におけるポビュレーションファーマコキネティクスの成績）
2) 安全性及び有効性	被験薬と、適切である場合にはその代謝物について、先行する治験（健常志願者及び（又は）患者における治験）にて得られた安全性、薬力学、有効性並びに用量反応性との意義についても考察する。またその意義についても考察する。 複数の治験が完了してある場合には、適応疾患ごとに安全性と有効性について総括した要約を作成することにより、明確にデータを説明することができる。全ての治験（検討した全ての適応症やサブループ）において、各疾患にデーティングが可能である場合がある。適応疾患やサブループによって副作用のパターンや発現率によって異なる場合がある。適応疾患やサブループによつて副作用の以前の使用経験に差がある場合には、被験薬概要書には、被験薬及び開発途次薬の以前の使用経験による必要がある。また被験薬の使用に際し現率に基づいて、可能性のある危険性や予期される副作用についても記載すべきである。	被験薬と、適切である場合にはその代謝物について、先行する治験（健常志願者及び（又は）患者における治験）にて得られた安全性、薬力学、有効性並びに用量反応性との意義についても考察する。またその意義についても考察する。 複数の治験が完了してある場合には、適応疾患ごとに安全性と有効性について総括した要約を作成することにより、明確にデータを説明することができる。全ての治験（検討した全ての適応症やサブループ）において、各疾患にデーティングが可能である場合がある。適応疾患やサブループによって副作用のパターンや発現率によって異なる場合がある。適応疾患やサブループによつて副作用の以前の使用経験に差がある場合には、被験薬概要書には、被験薬及び開発途次薬の以前の使用経験による必要がある。また被験薬の使用に際し現率に基づいて、可能性のある危険性や予期される副作用についても記載すべきである。
3) 市販後の使用経験	被験薬がすでに市販または承認されている限りの名前を明記しなくてはならない。市販後に得られた重要な全ての情報について要約を記載する。また、承認が得られなかつたか、あるいは市販中止又は承認取消がなされた全ての国名を明記する。	被験薬がすでに市販または承認されている限りの名前を明記しなくてはならない。市販後に得られた重要な全ての情報について要約を記載する。また、承認が得られなかつたか、あるいは市販中止又は承認取消がなされた全ての国名を明記する。
4) 市販後の適用経験	本項では、非臨床及び臨床データを総合的に検討して得られた種々の情報を要約して示す。これによつて、治験責任医師は、得られているデータについて最も効果的に理解することができます。かつて後に行われる治験に対するそのデータの意義を評価することができます。 適切と考えられる場合には、治験薬と関連のある薬剤の公表成績についても考察する必要がある。このような考察は治験責任医師が治験における副作用やその他の問題を予測するのに役立つことがある。このように公表成績は治験責任医師が治験における副作用やその他の問題を予測するのに役立つことがある。かかる理解は治験において得られる特別な検査、精密項目及び生産事項を明確にするようになります。かかる理解は治験において得られる物理的、化学的、薬理学的、生物学的、薬理学的、薬理学的作用に基づいて、さらには治療薬の過剰投与や副作用の認識とこれらに対する処置方法についても、ガイドラインを提供するものでなければならない。	本項では、非臨床及び臨床データを総合的に検討して得られた種々の情報を要約して示す。これによつて、治験責任医師は、得られているデータについて最も効果的に理解することができます。かつて後に行われる治験に対するそのデータの意義を評価することができます。 適切と考えられる場合には、治験薬と関連のある薬剤の公表成績についても考察する必要がある。このような考察は治験責任医師が治験における副作用やその他の問題を予測するのに役立つことがある。かかる理解は治�験において得られる特別な検査、精密項目及び生産事項を明確にするようになります。かかる理解は治験において得られる物理的、化学的、薬理学的、生物学的、薬理学的、薬理学的作用に基づいて、さらには治療薬の過剰投与や副作用の認識とこれらに対する処置方法についても、ガイドラインを提供するものでなければならない。
5) データの要約及び治験責任医師に対するガイダンス	11-3) データの要約及び治験責任医師に対するガイダンス 本項では、非臨床及び臨床データを総合的に検討して得られた種々の情報を要約して示す。これによつて、治験責任医師は、得られているデータについて最も効果的に理解することができます。かつて後に行われる治験に対するそのデータの意義を評価することができます。 適切と考えられる場合には、治験薬と関連のある薬剤の公表成績についても考察する必要がある。このように公表成績は治験責任医師が治験における副作用やその他の問題を予測するのに役立つことがある。かかる理解は治験において得られる特別な検査、精密項目及び生産事項を明確にするようになります。かかる理解は治験において得られる物理的、化学的、薬理学的、生物学的、薬理学的、薬理学的作用に基づいて、さらには治療薬の過剰投与や副作用の認識とこれらに対する処置方法についても、ガイドラインを提供するものでなければならない。	11-3) データの要約及び治験責任医師に対するガイダンス 本項では、非臨床及び臨床データを総合的に検討して得られた種々の情報を要約して示す。これによつて、治験責任医師は、得られているデータについて最も効果的に理解することができます。かつて後に行われる治験に対するそのデータの意義を評価することができます。 適切と考えられる場合には、治験薬と関連のある薬剤の公表成績についても考察する必要がある。このように公表成績は治験責任医師が治験における副作用やその他の問題を予測するのに役立つことがある。かかる理解は治験において得られる特別な検査、精密項目及び生産事項を明確にするようになります。かかる理解は治験において得られる物理的、化学的、薬理学的、生物学的、薬理学的、薬理学的作用に基づいて、さらには治療薬の過剰投与や副作用の認識とこれらに対する処置方法についても、ガイドラインを提供するものでなければならない。
6) 付録 1: 紙式 (例)	7.4 付録 1: 治験概要書 目次 (例) 一和密保全に関する記述 (オプション) 1. 目次 2. 要約 3. 序文 4. 物理的・化学的及び薬理学的性質並びに製剤組成 5. 隠匿床試験成績 6. 1 薬物動態及び薬物代謝 6. 2 安全性及び有効性 6. 3 市販後の使用経験 7. データの要約及び治験責任医師に対するガイダンス	7.4 付録 1: 紙式 (例) 7.5 付録 2: 治験概要書 目次 (例) 一和密保全に関する記述 (オプション) 1. 目次 2. 要約 3. 序文 4. 物理的・化学的及び薬理学的性質並びに製剤組成 5. 隠匿床試験成績 6. 1 薬物動態及び薬物代謝 6. 2 安全性及び有効性 6. 3 市販後の使用経験 7. データの要約及び治験責任医師に対するガイダンス

注：1. 公表文献名
2. 報告書名を各章の終わりに付記する。
付記（ある場合）

J-GCP	ICH-GCP
<p>2 治験の依頼をしようとする者は、被験者の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治療を適正に行うために重要な情報を知ったときは、必要に応じ、当該治験概要書を改訂しなければならない。</p> <p>＜第2項＞</p> <p>1 治験の依頼をしようとする者は、新たな情報が得られた場合には、手順書に従つて治験概要書を改訂しなければならない。</p> <p>2 治験の依頼をしようとする者は、新たな重要な情報が得られた場合には、治験概要書の改訂に先立つて、治験実施機関の長及び規制当局にこれらの大変な情報の報告するものとする。</p> <p>3 治験の依頼をしようとする者は、開発段階に応じて、また治験概要書に記載する新たな情報が国内外から得られた場合には、手順書に従つて少なくとも年に1回治験概要書を是直し、必要に応じて改訂するものとする。</p> <p>注1) 第20条第3項において治験依頼者が被験者の品質、有効性及び安全性に関する事項その他治験を適正に行うために重要な情報を知ったときに、必要に応じ、治験概要書を改訂しなければならないことが規定されている。</p> <p>注2) 治験概要書(改訂されたものを含む。)は、第10条の規定により治験審査委員会に提出される。</p> <p>医療機関の長に提出され、第32条の規定により治験審査委員会に提出される。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>5.12.2 治験依頼者は、重要な新たな情報が得られ次第、治験概要書を改訂しなければならない（第7章参照）。</p> <p>7.1序 参照のこと</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第9条 治験の依頼をしようとする者は、治験責任医師となるべき者に対して、第50条第1項の規定により説明を行なうために用いられる文書(以下「説明文書」という。)の作成を依頼しなければならない。</p> <p>1 治験の依頼をしようとする者は、実施医療機関の手に対して治験の依頼をする前に、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いられる説明文書(第51条参照)を治験責任医師となるべき者が作成するのに必要な資料・情報を治験責任医師となるべき者に提供し、その作成に協力するものとする。</p> <p>注1) 治験責任医師となるべき者は、治験の依頼をしようとする者の協力を得て、被験者から治験への参加の同意を得るために用いる説明文書を作成し、必要な場合にはこれを改訂するものとする。作成又は改訂された当該文書は、治験の依頼をしようとする者に提出され、予め治験審査委員会の承認が得られない場合は、説明文書に記載すべき事項については、第51条第2項を参照すること。</p> <p>注2) 説明文書の改訂については、第51条第2項を参照すること。</p> <p>注3) 説明文書に用いられる説明文書は、第51条第1項を参照すること。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第10条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、文に掲げる文書を実施医療機関の長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験実施計画書(第7条第5項の規定により改訂されたものを含む。) 2) 治験実施要書(第8条第2項の規定により改訂されたものを含む。) 3) 症例報告書の見本 4) 説明文書 5) 治験責任医師及び治験分担医師(以下「治験責任医師等」という。)となるべき者の氏名を記載した文書 6) 治験の費用の負担に関する文書 7) 治験者の健診結果の補償について説明した文書 <p>1) 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼にあたっては、あらかじめ医療機関の長に以下の最新の文書を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験実施計画書 2) 治験実施要書 3) 症例報告書の見本 4) 説明文書 5) 治験責任医師となるべき者がその要件を備たすこととを証明した 履歴書及びその他の文書並びに治験分担医師となるべき者の履歴書 6) 予定される治験費用に対する資料(被験者への支払い(支払いがある場合)に関する資料を含む) 7) 治験者の健診結果に対する補償に関する資料 8) その他の必要な資料 <p>2) 説明文書は「一体化した文書又は一式の文書として取り扱うこと(第2条の解説10の1)のウ)を参照。」</p> <p>(注) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。また、治験責任医師となるべき者は、このことを証明する最新的の履歴書及びその他の適切な文書、及び治験分担医師を置く場合には当該治験分担医師となるべき者の履歴書を、治験の依頼をしようとする者に提出するものとする(第6条及び第42条参照)。</p>	該当項目なし
<p>2) 治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第5項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承認を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて次に掲ぐるもの(以下「電磁的方法」という。)により提出することができる。</p> <p>この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 電子情報処理組織を利用する方法のうち又はロに掲げるものの依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と実施医療機関の長の使用に係る電子計算機との接続によるデータの送受信 2) 治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、被験者に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機の長の使用に係る電子計算機に備えられ、電気通信回線を通じて送信し、受信する者の使用に係る電子計算機と、被験者に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を、治験の依頼をしようとする者に提出を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法 3) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準する方法により一定の事項を確實に記録しておくことができるまでの物をもつて開示するファイルに前項各号に掲げる事項を付ける方法 4) 前項に掲げる方法は、実施医療機関の長の閲覧に供し、当該実施医療機関の長の閲覧に備えられ、当該実施医療機関の長の承認を得なければならない。 <p>4) 第1項の「電子情報処理組織」とは、治験の依頼をしようとする者の使用に係る電子計算機と、実施医療機関の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したことによる書面を作成することができるもの</p> <p>5) 治験の依頼をしようとする者は、第2項の規定により第1項各号に掲げる文書を提出しようとするときは、あらかじめ、当該実施医療機関の長に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第2項各号に規定する方法のうち治験の依頼をしようとする者が使用するもの 2) ファイルへの記録の方法 <p>6) 前項の規定による承諾を得た治験の依頼をしようとする者は、当該実施医療機関の長から書面又は電磁的方法により承諾を受けない旨の申出があつたときは、当該実施医療機関の長に対し、第1項各号に掲げる文書の提出を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該実施医療機関の長が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	該当項目なし

J-GCP	ICH-GCP
第1要素 治験の従事をしようとする者は、治験の契約が締結される前に、実施医療機関に対して治験票を交付してはならない。	該当項目なし
1 治験の依頼をしようとする者は、実施医療機関との間で治験の契約が締結されるまでは、実施医療機関に治験票を交付してはならない。	5.14.2 治験依頼者は、全ての必要とされる文書（例えば、治験審査委員会及び規制当局による承認）を得るまでは、治験責任医師 治験実施医療機関に治験票を交付してはならない。

第12条 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼及び管理に係る業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を記載した文書により当該受託者との契約を締結しなければならない。	該当項目なし	
1) 当該委託に係る業務の範囲		
2) 当該委託に係る業務に関する事項		
3) 前号の手帳に基づき当該委託に係る業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨		
4) 当該受託者に対する指示において当該措置が講じられたかどうかを治験の依頼をしようとする者が確認することができる旨		
5) 前号の指示を行った場合において当該措置が実施されることを示す旨等について記載した文書により承認する旨		
6) 当該受託者が治験の依頼をしようとする者と当該受託者とが手順により契約を締結する旨		
7) 当該委託する業務について必要な事項		
8) その他当該委託に係る業務について必要な事項		
1. 治験の依頼をしようとする者は、治験の依頼及び管理に係る業務の一部を委託することができる（当該受託者は開発業務受託機関とも呼ばれる。）この場合には、治験の依頼をしようとする者と当該受託者とが手順に基づき委託業務が適正かつ円滑に行われているかどうかを確認することができる旨等について記載した文書により承認を締結しなければならない。	該当項目なし	
2. 開発業務受託機関は、治験依頼者とともに、当該受託業務により生じた健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定め、当該手順書に従って健康被害の補償に係る業務を実施しなければならない（第14条参照）。	該当項目なし	
参考 5.2.1 治験依頼者は、治験に関連する業務の一部又は全てを開発業務受託機関に委託することができるが、治験データの品質と完全性に関する最終責任は常に治験依頼者が負う。開発業務受託機関は品質保証及び品質管理を履行するものとする。	参考 5.2.4 ドライインの治験依頼者に関する取決めは、開発業務受託機関が受託した治験に関連する業務の範囲内において、開発業務受託機関にも適用される。	
5.2.2 治験依頼者は、適用される規制要件が要求する場合には、治験に係わる賠償請求等に備えて保険に加入するか、又は治験責任医師／治験実施医療機関に代わって賠償請求等に応じなければならぬ。ただし、医療過誤及び（又は）不注意により生じたものは除く。	参考 5.8.1 治験依頼者は、適用される規制要件を遵守して、被験者の治験に関連した健康被害の治療に要する費用に関する方針と手順を定めておかなければならぬ。	
5.2.3 治験に関連する業務のうち、開発業務受託機関に明確に委託されていないものは、全て治験依頼者が担うものとする。	参考 5.8.3 被験者に対して補償する際には、適用される規制要件を遵守した方法により行うものとする。	
5.2.4 治験依頼者が開発業務受託機関に委託した治験に取り扱わされた文書に全て明記されなければならない。	参考 5.2.2 治験依頼者が開発業務受託機関との間で取り交わされた文書に全て明記されなければならない。	
4. 治験に関連する業務のうち、開発業務受託機関に明確に委託されていないものは、全て治験依頼者が行うものとする。	参考 5.2.3 治験に関連する業務のうち、開発業務受託機関に明確に委託されてないものは、全て治験依頼者が担うものとする。	
5. 受託者たる開発業務受託機関は、当該受託業務を本基準に従って行わなければならない。	参考 5.2.4 ドライインの治験依頼者に関する取決めは、開発業務受託機関が受託した治験に関連する業務の範囲内において、本ガイドラインの治験依頼者にも適用される。	
6. 治験の依頼をしようとする者（治験依頼者）は、治験の依頼及び管理に係る業務を適切な範囲において開発業務受託機関に委託することができるが、治験データの品質と完全性に関する最終責任は常に治験依頼者が負わなければならぬ。開発業務受託機関は品質保証及び品質管理を履行するものとする。	参考 5.2.1 治験依頼者は、治験に関連する業務の一部又は全てを開発業務受託機関に委託することができるが、治験データの品質と完全性に関する最終責任は常に治験依頼者が負う。開発業務受託機関は品質保証及び品質管理を履行するものとする。	

J-GCP	ICH-GCP
第12条 治験の依頼をしようとする者及び実施医療機関(以下「委託する事項」)の規定により業務の一部を委託する場合にあっては、 治験の依頼をしようとする者、受託者及び実施医療機関は、次に掲げる事項について記載した文書により治験の契約 を締結しなければならない。 1) 契約を締結した年月日 2) 治験の委託をしようとする者の氏名及び姓 3) 前項の規定により業務の一部を委託する場合にあっては、受託者の氏名、住所及び当該委託した業務の範囲 4) 実施医療機関の名前及び所在地 5) 契約担当者の氏名及び姓 6) 治験責任医師等の氏名及び姓 7) 治験の期間 8) 目標とする被験者数 9) 治験の管理に関する事項 10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項 11) この省令の規定により治験依頼者及び実施医療機関に從事する者が行う通知に関する事項 12) 披露者の私密の保全に関する事項 13) 治験の費用に關する事項 14) 実施医療機関が治験実施計画書を遵守して治験を行いう旨 15) 実施医療機関が治験実施計画書を第41条第2項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供することにより適正な治験を及ぼしたと認める場合(第46条に規定する場合を除く。)には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨 16) 実施医療機関がこの省令、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより治験を実施しなければならない。治験責任医師／治験依頼者が承認した治験実施計画書を遵守して治験を実施しなければならない。治験審査委員会が承認した治験実施計画書又はこれに代わる契約書に署名するものとする。	該当項目なし
1) 治験の契約をしようとする者は、実施医療機関の間で文書により行うものとする。なお、治験責任医師も、契約内容の確認のため契約書又はその写しに記名捺印又は署名するものとする。 18) その他治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項	該当項目なし
2) 第12条の規定により治験の依頼をしようとする者が業務の一部を委託する場合に、治験の依頼をしようとする者、受託者たる開発業務受託機関及び実施医療機関の三者との間で文書により契約を締結すること。	該当項目なし
3) 契約事項には、次に掲げる事項が含まれなければならない。 ① 契約を締結した年月日 ② 治験の依頼をしようとする者(契約書には治験依頼者と記載して差し支えない。)の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事業所の所在地) ③ 開発業務受託機関に業務を委託する場合には、開発業務受託機関の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事業所の所在地)並びに委託する業務の内容 ④ 実施医療機関の名称、所在地 ⑤ 契約者の氏名及び姓 ⑥ 治験責任医師及び治験分担医師(複数の場合には全員)の氏名及び姓 ⑦ 治験期間 ⑧ 目標とする被験者数 ⑨ 治験の管理に関する事項(実施医療機関の長の指名した治験実験管理者等が第16条第6項及び第7項の規定により提供された手帳書又は文書に従って治験業者を適切に管理する旨を含む。)	該当項目なし
5.6.3 治験実施計画書は、以下の事項について、治験責任医師／治験実施医療機関から合意を得るものとする。 1) 治験実施計画書は、以下の事項について、治験責任医師／治験実施医療機関から合意を得るものとする。 2) 治験の依頼をしようとする者(契約書には治験依頼者と記載して差し支えない。)の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事業所の所在地) 3) 開発業務受託機関に業務を委託する場合には、開発業務受託機関の氏名及び住所(法人にあっては名称及び主たる事業所の所在地)並びに委託する業務の内容 4) 実施医療機関の名称、所在地 5) 契約者の氏名及び姓 6) 治験責任医師及び治験分担医師(複数の場合には全員)の氏名及び姓 7) 治験期間 8) 目標とする被験者数 9) 治験の管理に関する事項(実施医療機関の長の指名した治験実験管理者等が第16条第6項及び第7項の規定により提供された手帳書又は文書に従って治験業者を適切に管理する旨を含む。) 10) 記録(データを含む。)の保存に関する事項(実施医療機関は、保存すべき必須文書を、治験依頼者によつて保管の必要がなくなった旨の通知がなされたまま保存すること。なお、実施医療機関の長又は治験依頼者がこれらの中止者が記録を保存すべき期間については、各々第41条及び第34条を参照のこと。) 11) 本基準の規定により治験依頼者及び実施医療機関に從事する者が行う通知に関する事項 12) 被験者の秘密の保全に関する事項	該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし 該当項目なし

J-GCP	ICH-GCP
13) 治験の費用に関する事項(治験に係る金銭の支払いについて、は、治験依頼者と医療機関との間で、文書で取り決めておかなければならない。)	4.9.6 治験に係わる金銭の支払に關し、治験責任医師／治験実施医療機関の間で、文書で取り決めておかねばならない。 5.9 治験に關係する金銭の支払については、治験依頼者と治験責任医師／治験実施医療機関との間の合意事項として文書に記載すべきである。
14) 実施医療機関が本基準及び治験実施計画書を遵守して治験を行う旨	5.6.3 (a) GCP、適用される規制要件、及び治験依頼者が合意しかつ治験審査委員会が承認した治験実施計画書を遵守して、治験を実施すること(4.1.3 及び 4.5.1 参照)。 (c) モニタリング、監査及び監査を受け入れること(4.1.4 参照)。
15) 治験依頼者が行うモニター及び監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れること。また、治験依頼者のモニター及び監査担当者並びに治験審査委員会及び規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験開連記録を直接閲覧に供すること。	参考 6.10 原データ／原資料の直接閲覧 治験依頼者は、治験実施計画書又は別の合意文書中に、治験責任医師／治験実施医療機関が、治験に関連するモニタリング、監査、治験審査委員会による監査及び当局の査察の際に、原データ／原資料を直接閲覧に供すべき旨が記載されていることを保証するものとする。 該当項目なし
16) 実施医療機関が本基準、治験実施計画書又は当該契約に違反することにより適正な治験に支障を及ぼしたと認める場合(第46条に規定する場合を除く。)には、治験依頼者が治験の契約を解除できる旨(第24条第1項参照)	6.14 報酬及び保険 別の合意文書に記載されていない場合には、金銭の支払い及び保険について (b) データの記録／報告に関する手続きを遵守すること。
17) 治験に關連して健康被害が発生した場合の補償に関する事項	参考 6.6.3 該当項目なし
18) その他治験が適正かつ円滑に行われるごとを確保するために必要な事項	参考 6.14 報酬及び保険 該当項目なし
ア) 治験課題名 イ) 治験内容 ウ) 治験依頼者が提供したデータの記録及び報告の手続きに関する事項等	該当項目なし
エ) その他の必要な事項(治験依頼者に帰属する情報の秘密の保全に関する事項等)	該当項目なし
4 第9号の「治験薬の管理に関する事項」とは、実施医療機関の長の指名した治験実施管理者が、第16条第6項及び第7項の規定により提供された手帳書又は文書に従って治験薬を適切に管理する旨を含むものである。	該当項目なし
6 第11号の趣旨は、本資金中に規定する第20条第2項、第24条第3項、第32条第4項、第40条第3項、第40条第4項及び第40条第4項及び第48条第2項に規定する通知が、適切な時期で行われなければならない旨である。	該当項目なし
6 第12号「被験者の秘密の保全に関する事項」とは、法第80条の2第10項の規定により、治験依頼者又はその役員若しくは職員が、モニタリング、監査の際に得た被験者の秘密を漏らしてはならない旨、及び、これらの地位にあつた者についても同様である旨を含むものである。	該当項目なし
7 第15号は、実施医療機関がモニター又は監査担当者に対して第41条第2項各号に掲げる記録を直接閲覧させる旨である。	該当項目なし
8 本条の規定により契約を締結した受託者(開発受託機関)は、法第14条第5項後段及び法第80条の2第7項の規定による GCP 調査等の対象となる。	該当項目なし
9 治験依頼者は、実施医療機関の長、治験責任医師及びその専門会議に開示する全ての者との合意を、実施医療機関との治験実施計画書及び治験実施計画書の一部又は別個の合意文書として文書化し保存しておかなければならぬ。	5.2.4 本ガイドラインの治験依頼者に関する取決めは、開発業務受託機関が受託した治験に関連する業務の範囲内において、開発業務受託機関にも適用される。 5.1.4 治験依頼者は、治験責任医師／治験実施医療機関及びその他の治験に關する全ての者のとの合意を、治験実施計画書の一部又は別個の合意文書として文書化しておかなければならぬ。
10 治験依頼者は、モニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局の査察時に治験責任医師及び実施医療機関が原資料等の全ての治験開連記録を、実施医療機関との治験の契約書及び治験実施計画書又は他の合意文書に明記しなければならない。	5.15.1 治験依頼者は、治験に關連するモニタリング、監査、治験審査委員会の査査及び規制当局の査察時に治験責任医師／治験実施計画書の原データ／原資料を直接閲覧に供することについて、治験実施計画書又は他の合意文書中に明記され、いることを保証しなければならない。 5.1.2 治験依頼者は、治験に關連する全ての施設及び原資料等の全ての治験開連記録を、治験依頼者によるモニタリング及び監査、並びに規制当局による査査に際して直接閲覧(1.21 参照)が可能であるようにしておくことについて、治験並びに国内外の規制当局による査査に際して直接閲覧に供することについて、治験依頼者前に得ておくものとする。
11 治験依頼者は、治験に關連する全ての施設及び原資料等の全ての治験開連記録を、治験依頼者との合意をモニタリング及び監査、並びに規制当局による査査に際して直接閲覧が可能であるようにしておくことについて、治験開始前に得ておくものとする。	

J-GCP	ICH-GCP
第14条 治験の依頼をしようとする者は、あらかじめ、治験に係る被験者に生じた健康被害(受託者の業務により生じたものを含む。)の補償のために、保険その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。 1. 治験の依頼をしようとする者は、治験に附随して被験者に生じた健康被害(治験に係る業務の一部を委託した場合における当該委託業務により生じた健康被害を含む。)の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めるとともに、その履行を確保するために、保険その他の措置を講じておかなければならぬ。	該当項目なし
2. 本条は上記1)を受けたものであり、()書きの「受託者」は第12条の受託者、いわゆる開拓業務受託機關を指す。 注1) 治験に附随して被験者に健康被害が生じた場合には、過失によるものであるか否かを問わず、被験者の損失は適切に補償されなければならない。その際、因果関係の証明等について被験者に負担を課すことがないようにしなければならない(第1条の解説参照)。 注2) 開拓業務受託機關は、治療改軌者とともに、当該受託業務により生じた健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定め、当該手順書に従って健康被害の補償に関する業務を実施しなければならない(第12条参照)。	該当項目なし
5.8.1 治験依頼者は、適用される規制要件が要求する場合には、治験に係わる賠償請求等に備えて保険に加入するか、又は治験責任医師／治験実施医療機関に代わって賠償請求等に応じなければならぬ。ただし、医療過誤及び(又は)不注意により生じたものは除く。	該当項目なし
5.8.2 治験依頼者は、適用される規制要件を遵守して、被験者の治験に附随した健康被害の治療に要する費用に関する方針と手順を定めておかなければならぬ。	該当項目なし
5.8.3 治験依頼者に対して補償する際には、適用される規制要件を遵守した方法により行うものとする。	該当項目なし

	J-GCP	ICH-GCP
第11条 本邦内に住所を有しない治験の依頼をしようとする者は、治験業による保健衛生上の危険の発生又は拡大の防止上に必要な措置を採らせる者に代わって治験の依頼を行うことができる者を、本邦内に住所を有するもの当該事務所の代表者を含む。)のうちから選任し、この者(以下「治験国内管理人」という。)に治験の依頼に係る手続を行なわせなければならない。	該当項目なし	

J-GCP	ICH-GCP
<p>第16条 治験依頼者は、治験薬の容器又は被包に次に掲げる事項を邦文で記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験用である旨 2) 治験依頼者の氏名及び住所(当該者が本邦内に住所を有しない場合にあっては、その氏名及び住所地の国名並びに治験国内管轄人の氏名及び住所) 3) 化学名又は識別記号 4) 製造番号又は製造記号 5) 施設方法、有效期限等を定める必要があるものについては、その内容 <p>2 治験依頼者は、治験薬に添付する文書、その治験業又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)には、次に掲げる事項を記載してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予定される販売名 2) 予定される効能又は効果 3) 予定される用法又は用量 	<p>該当項目なし</p>
<p><第1項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験依頼者は、治験薬(美封膠及びラセボを含む。)がその開発段階に応じた適切な特徴を有し、適用されることを保証を遵守して製造され、該当する場合には、富優性が維持されるような方法でコード化され、表示されなければならない。 	<p>5.13.1 5.13.1 治験依頼者は、治験薬(美封膠及びラセボを含む。)がその開発段階に応じた適切な特徴を有し、適用されることを保証を遵守して製造され、該当する場合には、富優性が維持されるような方法でコード化され、表示されなければならない。</p>
<p><第2項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験依頼者は、治験薬に添付する文書、その治験業又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に、次に掲げる事項を記載してはならない。 	<p>該当項目なし</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1) 治験用である旨 2) 治験依頼者の氏名及び住所 3) 化学名又は識別記号 4) 製造番号又は製造記号 5) 施設方法、有效期限等を定める必要のあるものについては、その内容 	<p>該当項目なし</p>
<p><第3項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験依頼者は、治験薬に添付する文書、その治験業又はその容器若しくは被包(内袋を含む。)に、次に掲げる事項を記載してはならない。 	<p>該当項目なし</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1) 予定される販売名 2) 予定される効能又は効果 3) 予定される用法又は用量 	<p>該当項目なし</p>
<p>3 治験依頼者は、被験者、治験責任医師等及び治験監督者が被験薬及び対照薬の識別をできない状態で実施医療機関に交付した治験薬について、緊急時に、治験責任医師等が被験薬及び対照薬の識別を直ちにできるよう必要な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>該当項目なし</p>
<p><第4項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験依頼者は、富検下の治験では、治験薬のコード化及び包装に際して、医療上の緊急時に当該治験薬がどの薬剤であるかを直ちに識別できるようにし、かつ富優性が破られたことを検知できるようにしておかなければならぬ。 	<p>該当項目なし</p>
<p>4 治験依頼者は、輸送及び保存中の汚染や劣化を防止するため治験薬を包装して実施医療機関に交付しなければならない。</p>	<p>該当項目なし</p>
<p><第4項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験薬の包装形態は、輸送及び保存中に汚染や貯蔵範囲外の分化を防止し、使用の便宜を考慮したものでなければならない。 	<p>該当項目なし</p>
<p>5 治験依頼者は、治験薬に関する次に掲げる記録を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験薬の製造年月日、製造方法、製造数量等の製造に関する記録及び治験薬の安定性等の品質に関する試験の記録 2) 實施医療機関ごとの治験薬の交付又は回収の数量及び年月日の記録 3) 治験薬の処分の記録 	<p>該当項目なし</p>
<p><第5項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 治験依頼者は、治験薬の処置の記録に附する記録及び治験薬の交付・回収の記録及び治験薬の処分の記録を含むこと。 	<p>該当項目なし</p>
<p>5.14.4</p> <p>5.13.1 治験依頼者は、治験薬(美封膠及びラセボを含む。)がその開発段階に応じた適切な特徴を有し、適用されることを保証を遵守して製造され、該当する場合には、富優性が維持されなければならない。(第8章参照)。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 治験薬の出所、受領、運送及び強業の記録を保存しなければならない。 (b) 治験薬の回収及びその記録のシステムを保持しなければならない(例えば、次陥品の回収、治験終了後の回収、有効期限切れの治験薬の回収)。 (c) 治験薬の処分及びその記録のためのシステムを保持しなければならない。 	<p>該当項目なし</p>
<p>5.14.4 治験依頼者は、治験薬(美封膠及びラセボを含む。)がその開発段階に応じた適切な特徴を有し、適用されることを保証を遵守して製造され、該当する場合には、富優性が維持されなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 治験薬の出所、受領、運送及び強業の記録を保存しなければならない。 (b) 治験薬の回収及びその記録のシステムを保持しなければならない(例えば、次陥品の回収、治験終了後の回収、有効期限切れの治験薬の回収)。 (c) 治験薬の処分及びその記録のためのシステムを保持しなければならない。 	<p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第10条 治験依頼者は、治験薬の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られている製造所において製造された治験薬を実施医療機関に交付しなければならない。</p> <p>〈第1項〉</p> <p>1 「治験薬の品質の確保のために必要な構造設備を備え、かつ、適切な製造管理及び品質管理の方法が採られる製造所」とは、治験薬 GMP に定められた内容に適合する製造所をいう。</p> <p>2 治験依頼者は、実施医療機関に対して治験薬を交付する責任を有する。</p> <p>3 治験依頼者は、治験薬(実対照薬及びプラセボを含む。)が被験薬の開発段階に応じた適切な特徴を有し、治験薬 GMP に従って製造され、該当する場合には、質検性が維持されるような方法でコード化され、表示されていることを保証しなければならない。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>5.13.1 治験依頼者は、治験薬(実対照薬及びプラセボを含む。)がその開発段階に応じた適切な特徴を有し、適用される GMP を遵守して製造され、該当する場合には、質検性が維持されるようない方法でコード化され、表示されていることを保証しなければならない。さらに、適用される規制要件を遵守して表示しなければならない。</p> <p>5.14.1 治験依頼者は、治験責任医師／治験実施医療機関に対し治験薬を交付する責任を有する。</p> <p>5.13.1 治験依頼者は、治験薬(実対照薬及びプラセボを含む。)がその開発段階に応じた適切な特徴を有し、適用される GMP を遵守して製造され、該当する場合には、質検性が維持されるようない方法でコード化され、表示されていることを保証しなければならない。さらに、適用される規制要件を遵守して表示しなければならない。</p>
<p>2 治験依頼者は、治験薬を医薬品の販売業者その他の第三者を介在させることなく、直接実施医療機関に交付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。</p> <p>〈第2項〉</p> <p>1 治験依頼者は、原則として、治験薬を医薬品の販売業者その他の第三者を介在させることなく直接実施医療機関に交付しなければならないが、治験依頼者の委託を受け、第12条に基づく業務の受託、第13条に基づく治験の契約をしてている服務業務受託機関は実施医療機関に交付できる。</p> <p>2 「やむを得ない事由」とは、例えば、当該治験の内容上、治験薬を実施医療機関に緊急に交付する必要があり、かつ、その手段として運送業者等の第三者を用いざるを得ないこと等があげられる。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
第1項 治験依頼者は、一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関に対して治験の依頼をした場合には、当該実施医療機関が当該治験実施計画書の解説その他の治験の細目について調整する業務を「医師若しくは歯科医師」(以下、「治療調整医師」という。)又は複数の医療若しくは歯科医師で構成される委員会(以下、「治療調整委員会」といって、)に委嘱することができる。	該当項目なし
第1項の治験調整医師においては、治験調整医師を選定し又は治験調整委員会を設置することができる。	該当項目なし
1 治験依頼者は、多施設共同治験においては、治験調整医師を選定し又は治験調整委員会を設置することができる。	5.6.1 治験依頼者は、治験責任医師／治療実施医療機関を選定する責任を負う。各治験責任医師は、訓練と経験により当該治験に適切に実施し得る要件を備えだし、十分な資源を有していないければならぬ。(4.1, 4.2 参照) 多施設共同治験において、治験調整委員会の設置及び(又は)治験調整医師の選定が行われる場合には、それらの設置及び(又は)選定は治験依頼者の責任である。
2 第1項の治験調整医師に委嘱される業務とは、例えば、治験実施計画書の内容の細目についての多施設間の調整や、治験中に生じた治験実施計画書の解説上の疑惑の調整等、多施設共同治験における実施医療機関の調整等である。	5.6.2 治験依頼者は、当該治験の分野において十分な経験を有し、多施設間の調整を行いうる者である。
3 治験調整医師は、当該治験において十 分な経験を有し、必ずしも治験責任医師に限らないこと。	5.6.3 治験依頼者は、多施設共同治験に当たって、以下のことを保証しなければならない。
前項の規定により治験調整医師又は治験調整委員会に委嘱する場合には、その業務の範囲、手順その他必要な事項を記載した文書を作成しなければならない。	5.6.4 治験依頼者は、多施設共同治験に当たつて次のことを保証しなければならないこと。
1 治験依頼者は、多施設共同治験に当たつて次のことを保証しなければならないこと。	5.23.1 全ての治験責任医師が、治験依頼者及び必要な場合は規制当局が同意し、治験審査委員会が承認した治験実施計画書を完全に遵守して治験を実施していること。
2 全ての治験責任医師が、治験依頼者と合意し、治験調整委員会の意見に基づき各実施医療機関の長が承認した治験実施計画書を厳密に遵守して治験を実施していること。	5.23.2 治験依頼者は、多施設共同治験の全施設において必要なデータが収集できるようデザインされていること。追加的データを収集する治験調整医師には、それを記載するために設計された補足的な症例報告書が併せて提出されなければならない。
3 治験調整医師(治験調整医師を選定した場合)及び治験責任医師の責務が、治験開始前に文書で定められていること。	5.23.3 治験調整医師及び治験に参加するその他の治験責任医師の責務が、治験開始前に文書で定められていること。
4 治験依頼者は、多施設共同治験に当たつて必要なデータが収集できるようデザインされるように症例報告書が併せて提出されなければならないこと。	5.23.4 全ての治験責任医師に対し、治験実施計画書の遵守方法、臨床上及び検査上の所見の評価に関する統一基準の遵守方法並びに症例報告書の記入方法が説明されていること。
5 治験責任医師の間の連絡が容易であること。	5.23.5 治験責任医師の間の連絡が容易であること。
6 治験依頼者は、治験の依頼が容易であること。	5.23.6 治験依頼者は、治験の依頼が容易であること。

J-GCP	ICH-GCP
第19条 治験依頼者は、治験の推進の適否又は治験実施計画書の変更について審議させるために効果安全性評価委員会を設置することができる。	該当項目なし
2 治験依頼者は、前項の効果安全性評価委員会の審議に関する手順書を作成し、これに従って審議を行わなければならぬ。	該当項目なし
3 治験依頼者は、前項の審議を行ったときは、その審議の記録を作成し、これを保存しなければならない。	該当項目なし
<第1頁> 1 「効果安全性評価委員会」は、治験の進行、安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適当な間隔で評価し、治験依頼者に治験の推進、変更又は中止を提言することを目的として、治験依頼者が設置することができる治験依頼者、治験責任医師及び治験責任医師から独立した委員会であり、「独立データモニタリング委員会」とも呼ばれる。 <第2項> 1 治験依頼者は、効果安全性評価委員会と協議の上、審議に関する手順書を作成するものとする。 2 審議に関する手順書は、治験の進行、安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適切な間隔で適切に評価できるよう手順を定め、治験依頼者に治験の推進、変更、及び中止又は中断等の提言が適切に行われることを確保するためのものである。 <第3項> 1 治験依頼者は、効果安全性評価委員会の了承のもとに、全ての審議及び会合の記録を作成するものとし、治験依頼者がその記録を保存しなければならない。	1.25 独立データモニタリング委員会 (IDMC) 治験の進行、安全性データ及び重要な有効性エンドポイントを適当な間隔で評価し、治験依頼者に治験の推進、変更、又は中止を提言することを目的として、治験依頼者が設置することができる独立したデータモニタリング委員会。 6.5.2 治験依頼者は、治験の進行、安全性情報及び重要な有効性エンドポイントを適宜評価し、治験依頼者に治験の推進、変更又は中止を提言するために、独立データモニタリング委員会 (IDMC) を設立することができる。IDMC は、業務手順書を作成し、全ての会合の記録を保存しなければならない。

J-GCP	ICH-GCP
<p>3 治験依頼者は、被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報を知つたときは、必要に応じ、治験実施計画書及び治験概要書を改訂しなければならない。この場合において、治験実施計画書の改訂について治験責任医師の同意を得なければならない。</p> <p>＜第3項＞</p> <p>1 治験依頼者は必要に応じ治験実施計画書及び定例報告書の見本の改訂を行うこと。なお、治験依頼者がこれらを改訂する場合には、第7条第5項の規定を参照のこと。</p> <p>2 治験依頼者は、新たな情報が得られた場合には、手順書に従て、治験概要書を改訂しなければならない。なお、新たな重要な情報が得られた場合には、治験実施計画書の改訂に先立つて、治験責任医師、治験実施医療機関の長及び規制当局にこれら的情報を報告するものとする（第8条第2項参照）。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>参考 4.5.1 治験責任医師／治験実施医療機関は、治験依頼者が同意し、必要な場合には規制当局が同意し、治験実施計画書を遵守して治験を実施しなければならない。治験実施医療機関と治験依頼者が承認した治験実施計画書又はこれに代わる契約書に署名するものとする。 5.12.2 治験概要書の改訂 治験依頼者は、重要な新たな情報が得られ次第、治験概要書を改訂しなければならない（第7章参照）。</p> <p>第8条課長通知解説＜第1項＞に対応のICH-GCP7.1治験概要書の序文 参照のこと</p>

第21条 治験依頼者は、モニタリングに関する手順書を作成し、当該手順書を実施しなければならない。

<第1項>

1 治験依頼者は、被験者の人権、安全及び福祉が保護されていること、治験が最新の治験実施計画書及び本基準を遵守して実施されることを確認するため、治験実施計画書及び本基準から報告された治療データ等が正確かつ完全で原資料等の治験結果記録に照らして検証できることを確認するため、モニタリングを実施しなければならない。

2 治験依頼者は、適切な訓練を受け、治験を十分にモニタリングするのに必要な科学的及び臨床的知識を有するモニターを揃しなければならない。また、モニターの要件は、モニターが治験を十分にモニターするために必要な科学的及び臨床的知識を有するモニターを有するべきである。

3 治験依頼者は、モニタリング、監査並びに治験開通記録を直接閲覧に供することを実施医療機関との治験の契約書及び治験実施計画書の調査時に治験責任医師及び治験実施医師とモニタリングするのに必要な科学的及び臨床的知識を有するモニターを有するべきである。

4 治験依頼者は、モニタリング、監査並びに治験開通記録を直接閲覧に供することを実施医療機関との治験の契約書及び治験実施計画書により同意していることを確認しなければならない。

5 治験依頼者は、モニターが実施医療機関及び治験の実施に係るその他の施設を訪問し、原資料を直接閲覧するこ^と等により治験が適切にモニタリングされていることを確認しなければならない。また、治験の目的、デザイン、複雑さ、危険性、被験者に対する危険性のレベル、規範及びエンドポイント等を考慮してモニタリングの適切な範囲及び方法を決定するものとする。

6 モニターは、治験、治験実施計画書、説明・同意文書、治験依頼者の手順書及び本基準を熟知し、これに従わなければならぬ。

7 モニターは、治験依頼者が確定した手順書及び当該治験のモニタリングに関する手順書が特に定める手順に従わなければならぬ。

8 モニターは、次の事項が当該治験及び当該治験に係る施設に關して適切であつた必要である場合には、治験依頼者の要件に従つてそれらを行うことにより、治験が適正に実施され、必要な事項が適正に記録され、治験を安全かつ適正に実施するのに十分であり、それが治験期間を通して維持されていることを確認しなければならない。

1) 治験依頼者と治験責任医師、実施医療機関及び治験に係るその他の施設との間の情報交換の主役を務めること。

2) 実施医療機関及び治験責任医師が治験を適切に実施するのに求められる要件を満たし、それが治験期間を通して維持されていること、また検査室や必要な装置及びスタッフを含む設備が、治験を安全かつ適正に実施するのに十分であり、それが治験期間を通して維持されていることを確認すること。

3) 治験薬を開示下記の点を確認すること。

i) 保存期間、保存条件が許容できるものであり、治験期間を通して十分な量が交付されていること。

ii) 治験薬が適格な被験者のみに、治験実施計画書で規定された用量で投与されていること。

iii) 被験者に対し、治験薬の適正な使用、取扱い、保管及び返却について必要な指示が与えられていること。

iv) 実施医療機関及び治験の実施に係るその他の施設での治験薬の取扱い及び保管、管理が本基準及び治験依頼者の定めるところに従つて適切に行われ、記録されていること。

4) 治験責任医師及び治験実施計画書に従つて治験を実施していることを確認すること。

5) 各被験者から、治験に参加する前に、治験への参加について自由意思による同意が文書により得られていることを確認すること。

該当項目なし	
5.18.1 目的 治験のモニタリングの目的は、下記のことを確認することである。 (a) 治験者の人権と福音が保護されるることであります。 (b) 治験者が正確かつ完全で原資料に照らして検証できることであります。 (c) 治験が最新の治験実施計画書、GCP並びに適用される規制要件を遵守して実施されていること。	
5.18.2 モニターの選定及び要件 (a) モニターは、治験依頼者により任命されなければなりません。 (b) モニターは、適切に訓練され、治験を十分にモニターするために必要な科学的及び臨床的知識を有していないければなりません。モニターの資格は、文書で記録されるべきである。 (c) モニターは、治験、治験実施計画書、同意文書及びその他の被験者への説明文書、治験依頼者の標準業務手順書、GCP並びに適用される規制要件を熟知していなければなりません。	
5.18.3 モニタリングの範囲及び方法 治験依頼者は、治験に開通するモニタリング、監査、治験審査委員会の審査及び規制当局の監査時に、被験者の原医療記録が直接閲覧されることを確認しなければなりません。	
5.18.4 モニタリングの選定及び要件 治験依頼者は、モニタリング、監査並びに治験開通記録を直接閲覧に供することについて、各被験者が文書により同意していることを確認しなければなりません。	
5.18.5 モニタリングの手順 モニターは、治験依頼者が適切にモニタリングを決定するための方法を決定するべきである。この決定は、治験の目的、デザイン、複雑さ、危険性、規範及びエンドボイントなどを考慮して行われるべきである。一般に、治験開始前、実施中及び終了後後に治験実施施設を訪問して、治験依頼者と連絡を取ることによって、モニタリングが実施されるべきである。しかし例外的な状況下では、治験依頼者がモニタリングを採用する場合、中央モニタリングセンターが治験責任医師の判断及び会員会並びに広範囲を対象としてモニタリングを実施する場合によつて、GCPを遵守した適切な治験の実施を保証できなければならない。統計学的にコントロールされた抽出法は、検証するデータの選定を行いう勝手の適当な方法となり得る。	
5.18.6 モニタリングの選定及び要件 (a) モニターは、治験、治験実施計画書、同意文書及びその他の被験者への説明文書、治験依頼者の標準業務手順書、GCP並びに適用される規制要件を熟知していなければなりません。	
5.18.7 モニタリングの手順 モニターは、治験依頼者の確立された標準業務手順書及び当該治験のモニタリングに関する手順を特に定める手順に従わなければなりません。	
5.18.8 モニターの選定 モニターは、治験依頼者の要求に従つて、それが当該治験及び治験実施施設について適切であり、かつ必要な場合には、モニターの活動を行うことによって、治験が適正に実施され、記録されていることを保証しなければならない。	
5.18.9 治験依頼者と治験責任医師との間の情報交換の主役を務めること。 (a) 治験依頼者と治験責任医師との間の情報交換の主役を務めること。	
5.18.10 治験薬を開示する。 (i) 治験薬が適切な要件と資源を有し(4.1, 4.2, 5.6参照)、それが治験期間を通して維持していること、また検査室、必要な装置及びスタッフを含む設備が、治験を安全かつ適正に実施するのに十分であり、それが治験期間を通して維持されていることを確認すること。 (ii) 治験薬が適切に保管できるものであり、治験期間を通して十分な量が交付されていること。 (iii) 治験薬が適格な被験者のみに、治験実施計画書で規定された用量で投与されていること。 (iv) 被験者に対し、治験薬の適正な使用、取扱い、保管及び返却について必要な指示が与えられていること。 (v) 治験実施施設での治験薬の選択、使用及び返却が適切に管理され、記録されていること。	
5.18.11 治験責任医師が、承認された治験実施計画書に従つて治験を実施すること。	
5.18.12 各被験者から、治験に参加する前に、治験への参加について自由意思による同意が文書により得られていることを確認すること。	